

平成25年度における部の構成，裁判官の配置，裁判事務の
分配，代理順序及び開廷日割

平成25年1月1日施行

平成25年1月16日施行

平成25年3月25日施行

平成25年4月1日施行

津 地 方 裁 判 所

目 次

第1	本 庁	1
1	裁判官の配置及び部の構成	1
2	民事裁判事務の分配	2
3	刑事裁判事務の分配	5
4	2人以上の裁判官が担当する事件の分配等	8
5	代理順序	8
6	開廷日割	9
第2	支 部	9
1	四日市支部	9
2	松阪，伊賀，伊勢及び熊野の各支部	14
第3	簡易裁判所	16
第4	所長の応急措置について	21
第5	新任判事補研さんについて	21

第1 本庁

1 裁判官の配置及び部の構成

民事第1部	裁判長	判 事	戸 田 彰 子
		職権特例判事補	山 下 隼 人
		職権特例判事補	首 藤 祥 子
		職権特例判事補	浅 川 啓
		職権特例判事補	井 口 礼 華
		判 事 補	坂 川 波 奈 子
		判 事 補	秋 山 沙 織
		(兼)判 事 補	荒 木 雅 俊
民事第2部	裁判長	判 事	山 下 郁 夫
		(兼)判 事	戸 田 彰 子
		(兼)職権特例判事補	山 下 隼 人
		(兼)職権特例判事補	首 藤 祥 子
		(兼)職権特例判事補	浅 川 啓
		(兼)職権特例判事補	井 口 礼 華
		(兼)判 事 補	坂 川 波 奈 子
		(兼)判 事 補	秋 山 沙 織
		(兼)判 事 補	荒 木 雅 俊
		(兼)判 事 補	多 田 沙 代
刑 事 部	裁判長	判 事	岩 井 隆 義
		判 事	川 上 宏
		職権特例判事補	松 田 克 之
		職権特例判事補	首 藤 晴 久
		(兼)職権特例判事補	井 口 礼 華
		判 事 補	荒 木 雅 俊

判 事 補 多 田 沙 代

2 民事裁判事務の分配

(1) 合議制事件（裁判が決定及び命令による場合を除く。）

民事第1部に分配する。

なお、合議構成については、部所属裁判官の協議による。

(2) (1) 以外の合議制事件

民事第2部に分配する。

なお、合議構成については、部所属裁判官の協議による。

(3) 一人制事件

ア 民事通常訴訟事件，手形・小切手訴訟事件，行政訴訟事件，再審事件
（非訟事件に係るものを除く。）及び人身保護事件

判 事 戸 田 彰 子 (1/4)

職権特例判事補 山 下 隼 人 (1/4)

職権特例判事補 浅 川 啓 (1/4)

職権特例判事補 井 口 礼 華 (1/4)

イ 労働審判事件

判 事 戸 田 彰 子 (*1)
(1/5)

職権特例判事補 山 下 隼 人 (*1)
(3/5)

職権特例判事補 浅 川 啓 (*1)
(1/5)

ウ 労働事件で，労働審判法第22条，第23条及び第24条により訴えの
提起があつたものとみなされたもの

判 事 戸 田 彰 子 (1/4)

職権特例判事補 山 下 隼 人 (1/4)

職権特例判事補 浅川 啓 (1/4)

職権特例判事補 井口 礼華 (1/4)

なお、当該労働審判事件の担当裁判官には配てんしない。

エ 保全事件

(ア) 仮差押命令事件 判事補 荒木 雅俊

(イ) 仮処分命令事件 職権特例判事補 山下 隼人 (1/2)

職権特例判事補 井口 礼華 (1/2)

(ウ) 保全異議事件，保全取消事件並びに民事保全法施行前の仮差押え又は仮処分決定に対する異議申立事件及び仮差押え又は仮処分決定の取消申立事件

判事 戸田 彰子

オ 破産事件等

(ア) 同時廃止事件（管財事件に関連する事件を除く。）

職権特例判事補 井口 礼華

(イ) 管財事件（関連する同時廃止事件を含む。），通常再生事件及び会社更生事件

職権特例判事補 浅川 啓

(ウ) 個人再生事件 職権特例判事補 井口 礼華

カ 罹災都市借地借家臨時処理法事件

判事 戸田 彰子

キ 調停事件（後記クを除く。）

判事 戸田 彰子 (*2)

ク 訴訟事件又は非訟事件で調停に付されたもの

当該訴訟事件又は非訟事件の担当
裁判官 (*2)

ケ 借地非訟事件，民事非訟事件，商事非訟事件及び公示催告事件

職権特例判事補 井 口 礼 華

- コ 証拠保全事件，共助事件，担保取消決定申立事件，動産競売開始許可申立事件，財産開示事件，訴え提起前の証拠収集処分，執行雑事件（＊３）及び執行官事務において必要な執行裁判所の許可申立事件

判 事 補 秋 山 沙 織

- サ 不動産，船舶，航空機，自動車，建設機械及び小型船舶に対する強制執行事件，担保権の実行としての競売等事件並びにこれらに関する執行雑事件

判 事 戸 田 彰 子（１／５）

職権特例判事補 井 口 礼 華（２／５）

判 事 補 荒 木 雅 俊（２／５）

なお，執行雑事件は，基本となる事件を担当する裁判官が担当する。

- シ 債権その他の財産権に対する強制執行事件，担保権の実行及び行使事件，事情届に基づいて執行裁判所が実施する配当等手続事件並びにこれらに関する執行雑事件

職権特例判事補 井 口 礼 華（１／４）

判 事 補 多 田 沙 代（３／４）

- ス 配偶者暴力に関する保護命令事件

職権特例判事補 山 下 隼 人（１／２）

職権特例判事補 井 口 礼 華（１／２）

- セ 過料事件

判 事 山 下 郁 夫

- ソ 非訟事件に係る再審事件 当該非訟事件の分配を受ける裁判官

- タ 前各号に掲げる事件以外の事件

判 事 戸 田 彰 子

＊１ 判事戸田彰子，職権特例判事補山下隼人及び職権特例判事補浅川啓を労働審判官に指定する。

* 2 判事戸田彰子，職権特例判事補山下隼人，職権特例判事補浅川啓及び職権特例判事補井口礼華を調停主任に指定する。

* 3 サ及びシに各記載の執行雑事件を除く。

(4) 差戻事件（支部を含む。）

民事第1部に分配する。ただし，民事第1部において合議体を構成することができないときは民事第2部又は刑事部に所属する裁判官をもって適宜補充する。

なお，一人制にかかる差戻事件については，原裁判担当裁判官以外の民事第1部の裁判官（判事補を除く。）に順次分配する。

(5) 本庁民事各部，支部及び簡易裁判所（いずれも四日市を除く。）の裁判官（裁判所書記官を含む。）に対する除斥事件及び忌避事件

民事第2部に分配する。ただし，民事第2部において合議体を構成することができないときは刑事部に所属する裁判官をもって適宜補充する。

3 刑事裁判事務の分配

(1) 合議制事件

刑事部に分配する。

なお，合議構成については，部所属裁判官の協議による。

(2) 一人制事件

ア 公判請求事件（即決裁判手続の申立てがあった事件を除く。）及び再審請求事件

判 事 岩 井 隆 義 (1 / 4)

判 事 川 上 宏 (1 / 4)

職権特例判事補 首 藤 晴 久 (2 / 4)

イ 即決裁判手続の申立てがあった公判請求事件

判 事 岩 井 隆 義 (1 / 2)

判 事 川 上 宏 (1 / 2)

ウ 刑の執行猶予言渡取消しの請求事件

判 事 補 多 田 沙 代

エ 「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」における起訴前の保全手続事件及び国際共助手続事件

判 事 川 上 宏

オ 「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」における保全手続事件及び国際共助手続事件

判 事 川 上 宏

カ 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（以下「医療観察法」という。）に基づく事件（差戻事件，除斥事件，鑑定入院命令に係る事務及び連戻状に係る事務を除く。なお，同一の対象者に関する事件は同一の裁判官に分配する。）

判 事 岩 井 隆 義（1／2）

判 事 川 上 宏（1／2）

キ 損害賠償命令事件は，刑事被告事件が係属する部又は裁判官に分配する。

ク 上記ウ，エ，オ，カ及びキの雑事件を除くその他の雑事件（刑事訴訟法430条の準抗告を含む。）

判 事 補 多 田 沙 代

ケ 裁判員法2条3項による合議体を構成する事件

判 事 岩 井 隆 義（1／2）

判 事 川 上 宏（1／2）

コ 令状請求事件，勾留に関する処分事件及びその他令状に付随する雑事件等（被疑者国選弁護人選任に係る事務並びに医療観察法に基づく鑑定入院命令に係る事務及び連戻状に係る事務を含む。）

(ア) 勤務時間内

判 事 補 多 田 沙 代

なお、被疑者に対する勾留理由開示請求事件及び第1回公判期日までの被告人に対する勾留理由開示請求事件は、当該被疑者又は被告人に対する令状を発付した裁判官が担当するものとする。ただし、その裁判官に差し支えがあるときは、判事補多田沙代が担当する。

(イ) 勤務時間外及び休日

別に定める「津地方・家庭裁判所及び津簡易裁判所における勤務時間外の令状等請求事件の分担及び処理に関する定め」に従って取り扱う。

サ 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受の原記録の保管事務

判 事 川 上 宏

シ 更生保護法52条5項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する意見は、原裁判担当裁判官が担当する。ただし、その裁判官が転補等により担当することができない場合は、後任の裁判官が担当する。

(3) 差戻事件（支部を含む。）、準抗告事件（刑事訴訟法第429条。四日市支部における合議事件に係るもの及び同支部の単独事件にかかるもので裁判官全員に差し支えのある場合を含む。）並びに本庁刑事部、支部及び簡易裁判所（いずれも四日市を除く。）の裁判官（精神保健審判員及び裁判所書記官を含む。）に対する除斥事件及び忌避事件

刑事部に分配する。ただし、刑事部において合議体を構成することができないときは、民事第1部に所属する裁判官をもって適宜補充する。

なお、一人制にかかる差戻事件については、原裁判担当裁判官以外の刑事部の裁判官（判事補を除く。）に順次分配する。

(4) 裁判員法3条2項による決定、同法35条3項による裁判員候補者の不選任請求の却下決定に対する異議申立て、同法41条4項による裁判員又は補

充裁判員の解任請求に対する決定、同法42条2項による裁判員又は補充裁判員の解任請求の却下決定に対する異議申立て、同法43条4項による裁判員又は補充員の解任決定及び同法94条2項による選任予定裁判員の選定の取消請求の却下決定に対する異議申立て

刑事部に分配する。ただし、刑事部において合議体を構成することができないときは、民事第1部に所属する裁判官をもって適宜補充する。

4 2人以上の裁判官が担当する事件の分配等

(1) 2人以上の裁判官が担当すべき事件の分配は、事件種類別に、受付順に従って行い、年度更新をしない。ただし、再審事件は、基本事件を処理した裁判官があるときは、その裁判官に分配する。

(2) 裁判官の病気、長期出張等の事由により一時的に担当事件の処理に支障を生じる場合には、当該裁判官の所属する部の協議により、当該裁判官に対する事件の全部若しくは一部の分配を停止し、又は分配済みの事件の全部若しくは一部を他の裁判官に移転することができる。

(3) (2)により事件の分配の停止等の措置を執った部は、その理由となった事由がやんだときは、部の協議により、負担の調整のため、事件の分配、移転について必要な措置を執ることができる。

(4) (2)及び(3)の措置を執った部は、常任委員会に対し、執った措置の内容及びその理由を速やかに報告する。

5 代理順序

(1) 裁判長に差し支えのある場合

その部の上席者をもって裁判長とする。

(2) 裁判官に差し支えのあるときの代理順序

ア 担当裁判官に差し支えのあるときは、その裁判官所属の部の他の裁判官が代理し、その裁判官に差し支えのあるときは、他の部の裁判官が代理する。

イ 部に所属する裁判官に差し支えがあつて合議体を構成することができないときは、民事第1部及び民事第2部については刑事部所属の裁判官、刑事部については民事第1部所属の裁判官が適宜代理する。

ウ 前各号により代理する裁判官に差し支えのあるときは、各支部の裁判官がその都度定めるところにより代理する。

6 開廷日割

民事第1部合議制事件		月，木
民事第2部合議制事件		月，木
民事一人制事件	戸田裁判官	火
	山下(隼)裁判官	月，金
	浅川裁判官	水
	井口裁判官	木

刑事合議制事件		随時
刑事一人制事件	岩井裁判官	火， 金（即決裁判第2，4）
	川上裁判官	月，木， 金（即決裁判第1，3，5）
	首藤（晴）裁判官	月，木

第2 支部

1 四日市支部

(1) 裁判官の配置

判 事 伊 東 一 廣
判 事 岡 田 治
職権特例判事補 齊 藤 一 美

職権特例判事補 野々山 優 子
判 事 補 阿波野 右 起
(填)判 事 補 坂 川 波奈子

(2) 裁判事務の分配

ア 民事合議制事件

裁 判 長 判 事 伊 東 一 廣
判 事 岡 田 治
職権特例判事補 齊 藤 一 美
判 事 補 阿波野 右 起

なお、合議構成については、所属裁判官の協議による。

イ 民事一人制事件

(ア) 民事通常訴訟事件、手形・小切手訴訟事件、再審事件、人身保護事件、保全異議事件、保全取消事件、民事保全法施行前の仮差押え又は仮処分決定に対する異議申立事件及び仮差押え又は仮処分決定の取消申立事件

判 事 岡 田 治 (1 / 2)
職権特例判事補 齊 藤 一 美 (1 / 2)

ただし、

- a 再審事件は、当該事件を処理した裁判官がいるときは、その裁判官に分配する。
- b 1件の当事者数により次のとおり件数加算による分配整理を行う。
 - (a) 50人以下のときは、10人を超えるごとにさらに1件が分配されたものとみなす。ただし、当該事件の分配を受けた裁判官が、事案の内容によりこの基準によることが相当でないと判断したときは、その裁判官の申出により四日市支部裁判官全員の協議により加算件数を定める。
 - (b) 50人を超えるときは、四日市支部裁判官全員の協議により加

算件数を定める。

(イ) 不動産，船舶，航空機，自動車，建設機械及び小型船舶に対する強制執行事件並びに担保権の実行としての競売等事件，執行異議事件，財産開示事件

判 事 補 阿波野 右 起 (4 / 5)

(填) 判 事 補 坂 川 波奈子 (1 / 5)

(ウ) 債権及びその他の財産権に対する強制執行事件並びに担保権の実行及び行使事件，事情届に基づいて執行裁判所が実施する配当等手続事件

判 事 補 阿波野 右 起 (4 / 5)

(填) 判 事 補 坂 川 波奈子 (1 / 5)

(エ) 保全命令事件 (後記(キ)の各事件に関する保全命令事件を除く。)

判 事 補 阿波野 右 起

(オ) 過料事件

判 事 岡 田 治

(カ) 訴訟事件で調停に付されたもの

当 該 訴 訟 事 件 の 担 当 裁 判 官 (* 1)

(キ) 調停事件 (前記(カ)の調停事件を除く。)，特定調停事件，破産事件，民事再生事件，会社更生事件，罹災都市借地借家臨時処理法事件，借地非訟事件，民事非訟事件，商事非訟事件及び公示催告事件

職権特例判事補 齊 藤 一 美 (* 2)

(ク) 配偶者暴力に関する保護命令事件

判 事 岡 田 治 (1 / 2)

職権特例判事補 齊 藤 一 美 (1 / 2)

(ケ) 共助事件，証拠保全事件及び民事雑事件

判 事 補 阿波野 右 起

(コ) 前各号に掲げる事件以外の事件

判 事 補 阿波野 右 起

* 1 判事岡田治及び職権特例判事補齊藤一美を調停主任に指定する。

* 2 職権特例判事補齊藤一美を調停主任に指定する。

ウ 刑事合議制事件

裁 判 長 判 事 伊 東 一 廣

職権特例判事補 齊 藤 一 美

職権特例判事補 野々山 優 子

判 事 補 阿波野 右 起

なお、合議構成については、所属裁判官の協議による。

エ 刑事一人制事件

(ア) 刑事訴訟事件

判 事 伊 東 一 廣 (2 / 3)

職権特例判事補 野々山 優 子 (1 / 3)

(イ) 「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」における起訴前の保全手続事件及び国際共助手続事件並びに「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」における保全手続事件及び国際共助手続事件

判 事 伊 東 一 廣

(ウ) 準抗告事件 (刑事訴訟法第430条)

判 事 伊 東 一 廣

(エ) 前記 (ウ) 並びに後記(オ), (カ)及び(キ)の雑事件を除くその他の雑事件

判 事 伊 東 一 廣

(オ) 令状の発付, 勾留質問その他令状に付随する雑事件

a 法定合議事件以外の事件に係るもの

判 事 補 阿波野 右 起

b 法定合議事件に係るもの

判 事 岡 田 治 (1 / 2)

職権特例判事補 齊 藤 一 美 (1 / 2)

なお、被疑者に対する勾留理由開示請求事件及び第1回公判期日までの被告人に対する勾留理由開示請求事件は、当該被疑者又は被告人に対する令状を発付した裁判官が担当するものとする。ただし、その裁判官に差し支えがあるとき、又はその裁判官が本庁、他の支部からの填補裁判官若しくは他の裁判所の裁判官であるときは、上記 a 及び b の定めによる。

(カ) 医療観察法に基づく嘱託による事実の取調べに係る事務

判 事 伊 東 一 廣

(キ) 医療観察法に基づく鑑定入院命令に係る事務

判 事 補 阿波野 右 起

(ク) 更生保護法52条5項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する意見は、原裁判担当裁判官が担当する。ただし、その裁判官が転補等により担当することができない場合は、後任の裁判官が担当する。

オ 準抗告事件（刑事訴訟法第429条。合議事件に係るものを除く。）

並びに裁判官及び裁判所書記官に対する除斥事件及び忌避事件

裁 判 長 判 事 伊 東 一 廣

判 事 岡 田 治

職権特例判事補 齊 藤 一 美

職権特例判事補 野々山 優 子

判 事 補 阿波野 右 起

(填) 判 事 補 坂 川 波奈子

カ 事件を担当すべき裁判官が2人以上あるときにおける事件の裁判官への分配は、事件種別に受付順に従って行い、年度更新をしない。

(3) 代理順序

ア 裁判長に差し支えのある場合

上席者をもって裁判長とする。

イ 裁判官に差し支えのある場合

他の裁判官が適宜代理する。

ウ 四日市支部において合議体を構成することができないときは、本庁裁判官が適宜代理する。

(4) 開廷日割

民事合議制事件		水
民事一人制事件	岡田 裁判官	月, 水, 金
	齊藤 裁判官	月, 火, 水, 金
刑事合議制事件		水
刑事一人制事件	伊東 裁判官	月, 金
	野々山 裁判官	火

2 松阪、伊賀、伊勢及び熊野の各支部

裁判官の配置、裁判事務の分配、開廷日割及び代理順序

庁名	裁判官の配置	裁判事務の分配	開廷日割	代理順序
松阪	判事 鈴木紀子	全部 (刑事裁判を除く。)	水, 金	本庁裁判官
	(填)職権特例判事補 大和隆之	刑事裁判	火	判事 鈴木紀子

伊賀	判事 田中伸一	全部	月, 火, 水 , 木, 金	本庁裁判官
伊勢	判事 横井健太郎	全部 (ただし, 次行記載の 事件を除く。)	月, 火, 木 , 金	職権特例判事補 大和隆之 本庁裁判官
	職権特例判事補 大和隆之	刑事裁判 保全命令事 件, 証拠保 全事件, 訴 え提起前の 証拠収集処 分事件, 配 偶者暴力に 関する保護 命令事件	月	判事 横井健太郎
熊野	職権特例判事補 菅野昌彦	全部	月, 火, 木	本庁裁判官

判事鈴木紀子, 判事田中伸一, 判事横井健太郎及び職権特例判事補菅野昌彦を調停主任に指定する。

3 代理順序の内容等

松阪, 伊賀, 伊勢及び熊野の各支部の代理順序に定められた本庁裁判官の代理順序は,

(1) 民事裁判事務について

① 判事補 秋山沙織

(ただし, 1人ですることができないものを除く。)

② 職権特例判事補 井口礼華

③ 職権特例判事補 浅川啓

④ 職権特例判事補 山下隼人

⑤ 判 事 戸 田 彰 子

(2) 刑事裁判事務について

① 判 事 補 多 田 沙 代

(ただし、1人ですることができないものを除く。)

② 判 事 補 荒 木 雅 俊

(ただし、1人ですることができないものを除く。)

③ 職権特例判事補 首 藤 晴 久

④ 判 事 川 上 宏

⑤ 判 事 岩 井 隆 義

の順とする。

(3) 民事部裁判官に差し支えのあるときは刑事部裁判官が、刑事部裁判官に差し支えのあるときは民事部裁判官が、前記の順で代理する。

4 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受の原記録の保管事務
四日市支部、松阪支部、伊賀支部、伊勢支部及び熊野支部における犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受の原記録の保管事務は本庁において取り扱う。

第3 簡易裁判所

1 裁判官の配置，裁判事務の分配，開廷日割及び代理順序

庁名	裁判官の配置	裁判事務の分配	開廷日割等	代理順序
津	松 林 秀 樹	民事訴訟事件（2／3） 調停事件（後記事件を除く。）（2／3） 当該裁判官担当の訴訟事件で調停に付されたもの全部	月，木 水，金 水，金	山 下 伸 生

津		<p>刑事訴訟事件（当該裁判官担当の略式命令に対する正式裁判の申立事件を除く。） 全 部</p> <p>即決裁判手続事件 全 部</p> <p>交通切符即日処理事件（1 / 2）</p> <p>令状事務（被疑者国選弁護人選任に係る事務を含む。）</p> <p>略式命令事件（1 / 2）</p>	<p>水（午後） 金</p> <p>金（午前）</p> <p>水（隔週）</p> <p>水，金</p>	
	山下伸生	<p>民事訴訟事件（1 / 3）</p> <p>調停事件（後記事件を除く。）（1 / 3）</p> <p>当該裁判官担当の訴訟事件で調停に付されたもの 全 部</p> <p>略式命令に対する正式裁判の申立事件（当該裁判官担当の略式命令に対する正式裁判の申立事件を除く。） 全 部</p> <p>交通切符即日処理事件（1 / 2）</p> <p>令状事務（被疑者国選弁護人選任に係る事務を含む。）</p> <p>略式命令事件（1 / 2）</p> <p>上記以外の各種事件 全 部</p>	<p>水，金</p> <p>火，木</p> <p>火，木</p> <p>水，金</p> <p>水（隔週）</p> <p>火，木</p>	松 林 秀 樹

鈴 鹿	黒 瀬 久 忠	全 部	月, 火, 木	松 林 秀 樹
松 阪	鈴 木 紀 子	令状事務 (被疑者国選弁 護人選任に係る事務を含 む。) 略式事件 下記の事件以外の各種事 件全部	火, 水 (隔 週), 金 火, 水 (隔 週), 金	前 多 誠 次
	(填)山下伸生	民事訴訟事件 (1 / 2) 調停事件 (1 / 2) 略式命令に対する正式裁 判の申立事件 (1 / 2) (当該裁判官担当の略式 命令に対する正式裁判の 申立事件を除く。) 令状事務 (被疑者国選弁 護人選任に係る事務を含 む。) 略式事件 公示催告事件 全 部	} 月	鈴 木 紀 子 前 多 誠 次

松 阪	(填)岸本将嗣	民事訴訟事件 (1/2) 調停事件 (1/2) 刑事訴訟事件 (略式命令 に対する正式裁判の申立 事件を除く。) 全部 略式命令に対する正式裁 判の申立事件 (1/2) (当該裁判官担当の略式 命令に対する正式裁判の 申立事件を除く。) 交通切符即日処理事件 全部 令状事務 (被疑者国選弁 護人選任に係る事務を含 む。) 略式事件 和解事件 全部	木 木 木 木 水 (隔週) 水 (隔週) , 木 水 (隔週) , 木 水 (隔週) , 木	鈴木紀子 前多誠次
伊 賀	岸本将嗣	全部	月, 火, 水 (隔週), 金	田中伸一 松林秀樹
四 日 市	大西金藏	民事訴訟事件 (2/3) 調停事件 (2/3) 刑事訴訟事件 全部 交通切符即日 (1/2) 処理事件 令状事務 (被疑者国選弁 護人選任に係る事務を含 む。) (3/5) 下記以外の各種事件 全部	月, 火, 水, 金 月, 水, 金 木 木 (隔週) 月, 火, 木	安藤學

四 日 市	(填) 安藤 學	民事訴訟事件 (1 / 3) 調停事件 (1 / 3) 略式事件 (1 / 2) 交通切符即日 (1 / 2) 処理事件 令状事務 (被疑者国選弁 護人選任に係る事務を含 む。) (1 / 5)	月, 水 月, 水 木 (隔週) 水	大 西 金 藏
	(填) 黒瀬久忠	略式事件 (1 / 2) 令状事務 (被疑者国選弁 護人選任に係る事務を含 む。) (1 / 5)	金	大 西 金 藏
	伊 東 一 廣	医療観察法に基づく嘱託 による事実の取調べに係 る事務		
桑 名	安 藤 學	全 部	火, 金	大 西 金 藏
伊 勢	前 多 誠 次	全 部	月, 水, 木	横 井 健太郎 大 和 隆 之 松 林 秀 樹
熊 野	菅 野 昌 彦	全 部	月, 火, 木	松 林 秀 樹
尾 鷲	菅 野 昌 彦	全 部	水	松 林 秀 樹

なお、代理裁判官に差し支えがあるときは、その裁判官の本務庁における代理裁判官が代理するものとする。

- 2 裁判官が1人しか配置されていない簡易裁判所において正式裁判の申立てが予想される略式命令請求事件が係属したときは、前項により代理する裁判官が担当し、正式裁判の申立事件は、当該簡易裁判所の裁判官が担当する。

なお、伊賀簡易裁判所又は伊勢簡易裁判所における正式裁判の申立事件は、第1順位の代理裁判官が担当する。

- 3 勤務時間外及び休日の令状請求事件、勾留に関する処分事件及びその他令状に付随する事件等（被疑者国選弁護人選任等に係る事務を含む。）は、別に定める「津地方・家庭裁判所及び津簡易裁判所における勤務時間外の令状等請求事件の分担及び処理に関する定め」に従って取り扱う。
- 4 松阪簡易裁判所、伊賀簡易裁判所、熊野簡易裁判所及び尾鷲簡易裁判所における各種令状の事務処理につき差し迫った必要のあるときは、当該簡易裁判所の代理順序の定めにかかわらず、津地方裁判所本庁又は津簡易裁判所の令状担当裁判官が処理する。
- 5 伊勢簡易裁判所における各種令状の事務処理の代理順序につき、代理裁判官である伊勢簡易裁判所判事横井健太郎、同大和隆之に差し支えがあるときは、松阪簡易裁判所の裁判官が担当し、同裁判官が差し支えのときは、津地方裁判所本庁又は津簡易裁判所の令状担当裁判官が処理する。

第4 所長の応急措置について

上記の定めにより難い事務の分配について緊急の事情がある場合は、所長において応急の措置を講ずることができる。

第5 新任判事補研さんについて

所長は、新任判事補研さんの実施のため、研さん期間中の判事補に対し、期間又は日を決めて本庁民事部及び同刑事部の各裁判事務の取扱いを命じることができる。